

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 殿	※処理事項	整理番号	事務所	法人番号	申告区分
解散法人の所在地 <small>(本欄が空欄等の場合は本店の所在地を記載)</small> (電話)		従前の事業種目		申告年月日 年 月 日		
解散法人の名称 (ふりがな)		資本金の額 又は出資金の額		兆 十億 百万 千 円		
清算人 自署押印		経理責任者 自署押印		資本金等の額		

平成 年 月 日解散の 道府県民税の 申告書

事業税				道府県民税			
清算所得金額の総額		⑳	兆 十億 百万 千 円	法人税法の規定によって計算した法人税額		㉑	兆 十億 百万 千 円
課税標準となる清算所得金額		㉒	0.00	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額		㉓	
事業税額 (㉒×100)		㉔	00	課税標準となる法人税額 ㉑+㉓		㉕	000
既に納付の確定した所得割額	清算年度の各分		00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		㉖	000
	又は引渡し分配		00	法人税割額(㉕又は㉖×100)		㉗	
			00	利子割額の控除額(控除した金額㉓)		㉘	
			00	差引法人税割額 ㉕-㉘		㉙	00
計		㉚	00	既に納付の確定した法人税割額			00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額		㉛	00	清算年度の各分			00
この申告により納付すべき事業税額 ㉔-㉛-㉚		㉜	00	又は引渡し分配			00
地方法人特別税				計			
課税標準となる事業税額		㉝	兆 十億 百万 千 円 00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額		㉞	00
地方法人特別税額 (㉝×100)		㉞	00	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉞)		㉟	00
既に納付の確定した地方法人特別税額	清算年度の各分		00	この申告により納付すべき法人税割額 ㉕-㉖-㉗+㉘		㊱	00
	又は引渡し分配		00	算定期間中において事務所等を有していた月数		㊲	月
			00	円× $\frac{㊲}{12}$		㊳	兆 十億 百万 千 円 00
			00	既に納付の確定した当期分の均等割額		㊴	00
計		㊵	00	この申告により納付すべき均等割額 ㊳-㊴		㊶	00
この申告書が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額		㊷	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ㉕+㊶		㊸	00
この申告により納付すべき地方法人特別税額 ㉞-㊷-㊵		㊹	00	特別区分の課税標準額		㊹	000
解散登記の日		年 月 日		同上的に対する税額 ㊹×100		㊺	
残余財産確定の日		年 月 日		市町村分の課税標準額		㊻	000
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日		年 月 日		同上的に対する税額 ㊻×100		㊼	
利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない				利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
利子割額に算	利子割額(控除されるべき額)	㊽	兆 十億 百万 千 円	還付請求	予納額	㊾	兆 十億 百万 千 円
	控除した金額 (㊽と㊽のうち少ない額)	㊿			利子割額	㊿	
	控除することができなかった金額 ㊽-㊿	㋀			還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行 支店
	既に還付を請求した利子割額	㋁			口座番号(普通・当座)		
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㊽-㊿(㋁)		㋂		関与税理士署名押印			
法第15条の4の徴収猶子を受けようとする税額		㋃		(電話)			